

平成音楽大学 障がい学生支援に関する基本方針

1. 理念

平成音楽大学（以下、「本学」という。）は、「障害者基本法」の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあうことを目指す。

2. 基本方針

- (1) 本学に在籍する障がいのある学生が他の学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう支援を行う。
- (2) 障がいのある学生に対する修学支援は、本人(及び保護者)と大学が可能な限り十分な合意形成、共通理解を図った上で行う。
- (3) 全学の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4) 個人情報の保護を徹底する。
- (5) 成績評価においてダブル・スタンダードは設けない。

3. 組織体制

学生部学生課が相談窓口となり、関係部門（学科、障がい学生支援委員会、担任教員、学生相談室、必要に応じて学外の専門家）と緊密に連携し、本方針に基づいた支援を行う。また、障がい学生支援委員会は、障がい学生の支援方策や課題検討を行い、障がい学生の支援に係る全学的な取組みを推進する。

4. 対象者

本学に在籍する学生、本学に入学を希望する受験生、または本学が提供する講義・講座の受講生であって、就学に著しい制限が生じている障がいのある者。なお、「障害者手帳」所持者に限るものではない。

5. 個人情報保護

支援者が支援をする上で知り得た障がいのある学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、障がいのある学生への連携支援を行うために必要と判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者の間で個人情報を共有することができる。